　　　串間市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語は、法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

（事業の種類）

第３条　市は、別表第１に掲げる事業を行うものとする。

　（指定の期間）

第４条　省令第140条の63の７に規定する指定事業者の指定の更新期間は６年とする。

（介護予防ケアマネジメント）

第５条　別表第２の左欄に掲げる第一号介護予防支援事業は、同表の右欄に掲げる事業を利用するときに実施するものとする。

２　地域包括支援センターは、あらかじめ市長の同意を得たときには、第一号介護予防支援事業の一部を居宅介護支援事業者に委託することができる。

　（第一号事業支給費等）

第６条　第一号事業支給費は、それぞれの事業ごとに別表第３に掲げる費用を算定するものとし、当該費用の算定に当たっては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

２　第一号生活支援事業として配食サービスを利用した者は、その利用料として、50円を市に納入するものとする。

３　第一号生活支援事業として配食サービスを利用した者は、その利用に要する実費相当額として、400円を事業を提供する事業者に納入するものとする。

４　第一号介護予防支援事業は、地域包括支援センターへ委託するものとし、その委託料は、別表第４に掲げる費用を支払うものとする。

５　市は、地域包括支援センターから前項に規定する委託料の請求があったときは、必要な審査をした上、支払うものとする。

　（高額介護予防サービス費等相当事業）

第７条　市は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の２に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という｡)を支給するものとする。

　（給付の上限）

第８条　給付管理については、予防給付の要支援１の限度額とする。ただし、集中的に事業を利用することが自立支援につながると考えられるケース等、利用者の状態によっては、予防給付の要支援１の限度額を超えることも可能とする。

　（補足）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

　　附　則

　（施行期日）

第１条　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　（経過措置）

第２条　この要綱の制定の日の前日までに串間市地域支援事業に関する実施規則（平成１８年串間市規則第２１号）第２条第３号オ（ア）に定める「食」の自立支援事業を利用している者のうち、法第７条第１項に規定する要介護状態以外の者については、この要綱による配食サービスを利用する者とみなす。

　　附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の串間市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第６条の規定により算定した第一号事業支援費等については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業名 | 事業者の運営基準 |
| 第一号訪問事業 | 訪問介護相当サービス | 省令第140条の63の６第１号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る規定の例による基準 |
| 第一号通所事業 | 通所介護相当サービス | 省令第140条の63の６第１号イに規定する旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準 |
| 第一号生活支援事業 | 配食サービス | 串間市地域支援事業に係る「食」の自立支援事業・「配食サービス」実施要綱（平成18年串間市制定）で定める基準 |
| 第一号介護予防支援事業 | ケアマネジメントⅠ | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。）に規定する介護予防支援に係る規定の例による基準 |
| ケアマネジメントⅡ | 介護予防支援基準に規定する介護予防支援に係る規定の例（サービス担当者会議及びモニタリング等に係る規定について実施しないことができる。）による基準 |
| ケアマネジメントⅢ | 介護予防支援基準に規定する介護予防支援に係る規定の例（サービス担当者会議及びモニタリング等に係る規定を除く。）による基準 |
| 一般介護予防事業 | 介護予防普及啓発事業 |  |
| 地域介護予防活動支援事業 |  |
| 一般介護予防事業評価事業 |  |

別表第２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 介護予防ケアマネジメントⅠ | 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス |
| 介護予防ケアマネジメントⅡ | その他必要なサービス |
| 介護予防ケアマネジメントⅢ | 配食サービス、一般介護予防事業 |

別表第３（第６条関係）

|  |
| --- |
| １　訪問介護相当サービス費  ア　訪問型サービス費Ⅰ　1,172単位  　　（事業対象者・要支援１・２　１月につき・週１回程度の訪問）  イ　訪問型サービス費Ⅱ　2,342単位  　　（事業対象者・要支援１・２　１月につき・週２回程度の訪問）  ウ　訪問型サービス費Ⅲ　3,715単位  　　（事業対象者・要支援２　１月につき・週２回を超える程度の訪問）  エ　訪問型サービス費Ⅳ　267単位  （事業対象者・要支援１・２　１回につき・１月の中で全部で４回までのサービスを行った場合）  オ　訪問型サービス費Ⅴ　271単位  　　（事業対象者・要支援１・２　１回につき・１月の中で全部で５回から８回までのサービスを行った  場合）  　カ　訪問型サービス費Ⅳ　286単位  　　　（事業対象者・要支援２　１回につき・１月の中で全部で９回から12回までのサービスを行った場  合）  キ　訪問型サービス費（短時間サービス）166単位  　　（事業対象者・要支援１・２　１回につき　主に身体介護を行う場合　１月につき22回まで算定可  能）  　ク　初回加算　200単位（１月につき）  　ケ　生活機能向上連携加算  　　　（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位（１月につき）  　　　（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位（１月につき）  　コ　介護職員処遇改善加算  　　　（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×137／1000  　　　（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×100／1000  　　　（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位×55／1000  　　　（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋（３）の90／100  　　　（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋（３）の80／100  サ　介護職員等特定処遇改善加算  （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×63／1000  （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×42／1000  注１　生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからサを算定しない。  注２　ケの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。  注３　アからキまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90／100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。  注４　アからキまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15／100を乗じた単位を足す。  注５　アからキまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10／100を乗じた単位を足す。  注６　アからキまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に５／100を乗じた単位を足す。  注７　コについて、所定単位はアからケまでにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。  注８　サについて、所定単位はアからケまでによる算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。  注９　特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 |
| ２　通所介護相当サービス費  ア　通所型サービス費  （１）事業対象者・要支援１　1,655単位（１月につき）  （２）事業対象者・要支援２　3,393単位（１月につき）  （３）事業対象者・要支援１　380単位（１回につき・１月の中で全部で４回までのサービスを行った場合）  （４）事業対象者・要支援２　391単位（１回につき・１月の中で全部で５回から８回までのサービスを行った場合）  イ　生活機能向上グループ活動加算　100単位（１月につき）  ウ　運動器機能向上加算　225単位（１月につき）  エ　栄養改善加算　150単位（１月につき）  オ　口腔機能向上加算　150単位（１月につき）  カ　選択的サービス複数実施加算  （１）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）  　　　①運動器機能向上及び栄養改善　480単位（１月につき）  　　　②運動器機能向上及び口腔機能向上　480単位（１月につき）  　　　③栄養改善及び口腔機能向上　480単位（１月につき）  （２）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）  　　　　運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上　700単位（１月につき）  キ　事業所評価加算　120単位（１月につき）  ク　サービス提供体制強化加算  （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ  ①事業対象者・要支援１　72単位（１月につき）  ②事業対象者・要支援２　144単位（１月につき）  （２）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ  ①事業対象者・要支援１　48単位（１月につき）  ②事業対象者・要支援２　96単位（１月につき）  （３）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  ①事業対象者・要支援１　24単位（１月につき）  ②事業対象者・要支援２　48単位（１月につき）  　ケ　生活機能向上連携加算　200単位（１月につき）  　　　※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（１月につき）  　コ　栄養スクリーニング加算　５単位（１回につき）  　　　※６月に１回を限度とする。  サ　介護職員処遇改善加算  　 （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×59／1000  　　（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×43／1000  　　（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位×23／1000  　　（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋（３）の90／100  　　（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋（３）の80／100  　シ　介護職員等特定処遇改善加算  　　（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×12／1000  　　（２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×10／1000  注１　アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。  注２　アについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。  注３　アについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に５／100を乗じた単位を足す。  注４　アについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に１月につき240単位を足す。  注５　アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。  ア（１）及び（３）376単位  ア（２）及び（４）752単位  注６　イ、ウにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。  注７　エの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。  　　注８　ケの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。  　　注９　コの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。  　　注10　サについて、所定単位はアからコまでによる算定した単位数の合計。なお、（Ⅳ）（Ⅴ）については、給付において廃止される同時期において廃止する。  注11　シについて、所定単位はアからコまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。  　　注12　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 |

別表第４（第６条関係）

|  |
| --- |
| １　介護ケアマネジメント費  ア　介護予防ケアマネジメント費Ⅰ　　4,310円（１月につき）  イ　介護予防ケアマネジメント費Ⅱ　　4,310円（１月につき）  ウ　介護予防ケアマネジメント費Ⅲ　　2,100円（１月につき）  エ　初回加算　3,000円（１月につき）  　オ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　3,000円  　　注１　イについて、サービス担当者会議を開催しない場合には130円を減算し、モニタリングを実施しない場合には2,080円を減算する。  　　注２　ウにおいては、介護予防ケアマネジメントを初回のみ実施するものとし、初回加算を加算するものとする。  　　注３　住所地特例による財政調整においては、１件当たり4,310円とする。算定に当たっては、住所地特例対象者の数に4,310円をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。 |